

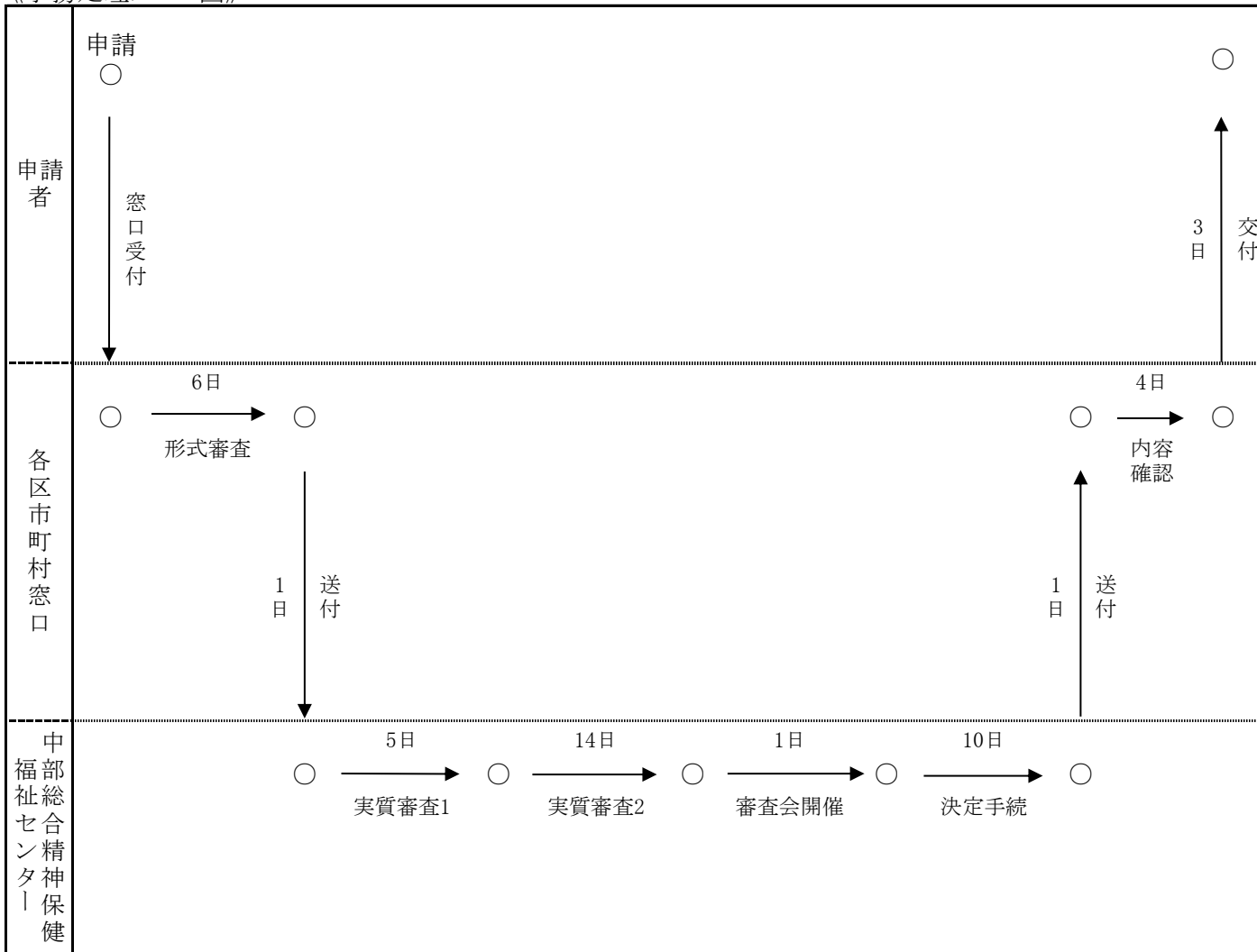
### 事務処理フロー図

事務名	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項、第2項

作成部署 福祉保健局中部総合精神保健福祉センター事務室精神障害者保健福祉手帳担当 電話03-3302-7739

標準処理期間計	45日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認及び処理簿の作成
2	送付	形式審査終了後、申請書を処理機関である中部総合精神保健福祉センターへ送付
3	実質審査1	書類について審査基準を満たしているか審査
4	実質審査2	診断書について審査基準を満たしているか審査
5	審査会開催	審査会を開催し、等級又は非該当かを審査判定
6	決定手続	審査判定結果に基づき、等級又は非該当を決定し、手帳又は不承認通知を作成
7	送付	手帳又は不承認通知を各区市町村窓口へ送付
8	内容確認	送付された手帳又は不承認通知の内容確認
9	交付	申請者に手帳又は不承認通知を交付
10		